

# 里山林保全管理事業

## (目的)

森林資源の保全、水源涵養、災害防止など、森林の有する多面的かつ公益的な機能の重要性に鑑み、流域住民や森林所有者の理解のもと、里山林の整備・保全のために地域住民等が共同して行う活動を支援します。

## 1. 事業内容

### 1. 地域活動

地域住民や森林所有者等が共同して行う、里山林の保全管理に要する活動の経費を補助します。具体的には、荒廃した竹林・雑木の処理、下草刈りやつる切り、病害虫駆除、法面補修等に要する経費について補助します。

【補助内容】地域活動に必要な資機材、機械借上料等、補助対象経費の 10/10 以内(上限額 5 万)

### 2. 更新伐

大径化した高齢木を伐採するなど、危険を伴う作業や専門的な技術が必要な作業に要した経費について補助します。

【補助内容】委託料等事業の実施に要した経費の 10/10 以内（上限額 45 万）

## 2. 申請から報告までの主な流れ

1. 市への事前相談（随時受付）
2. 地域住民等で集まり、どのような活動をしたいか話し合います。（自治会やむらづくり委員会などの活動組織）
3. 森林所有者の同意や様々な法的条件を確認するなど、活動地区が実施要件を満たすか確認します。
4. 市へ「事業計画概要書」を提出します。
5. 審査・決定（危険度・緊急性を考慮し、予算の範囲内）
6. 補助金申請書を市へ提出します。
  - (ア) 補助金申請書、事業計画書、収支予算書
  - (イ) 添付資料（位置図、現況写真、見積書等）
  - (ウ) 活動組織の概要がわかる書類（会則、規約など）
  - (エ) そのほか市が必要とするもの
7. 市の確認及び補助金決定通知書
8. 事業実施
  - (ア) 計画案に基づき活動を開始します。
  - (イ) 専門的な技術を有する業者の選定・依頼（契約事務手続きなど）
  - (ウ) 活動内容の保存・出役表、受領（領収）書、活動記録写真（着手前・活動中・完成）
9. 最終報告書  
活動実績を取りまとめ、市へ実績報告書を提出します。
10. 市の完了確認及び補助金確定通知書
11. 市へ補助金請求書を提出します。



## 3. 注意事項

- ・事業対象は地域森林計画内の森林に限ります。該当の有無は市へお問い合わせください。
- ・更新伐は地域活動を行った場合に限り、補助の対象となります。
- ・森林所有者の同意が必要となります。
- ・伐採を行う場合は、伐採届などの森林法に基づく手続きがあります。
- ・そのほかの法手続きは活動組織で確認し適正に手続きを行ってください。

## (お問い合わせ先)

伊佐市役所林務耕地課林政係 TEL 0995-23-1311（内 2132） FAX 0995-26-1202